

環境影響評価関係図書のインターネットによる公表に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）に基づき県が実施する環境影響評価関係図書のインターネットによる公表（以下「公表」という。）の事務手続を定める。

（対象とする図書）

第2条 この要綱の対象となる環境影響評価関係図書は、条例に基づきインターネットによる公表を行うことが規定された図書とする。

（公表の手続）

第3条 公表の手続は、次のとおりとする。

- (1) 県は、事業者に対し環境影響評価実施の手続において公表についての説明を行い、事業者の理解を得て、図書と併せて図書の電子データを送付するよう依頼することができるものとし、事業者から電子データの提供があった場合は、県が作成する電子データに代えることができる。
- (2) 環境影響評価法に基づき事業者が実施する公表において環境影響評価法施行規則（平成10年6月12日総理府令第37号）第1条の2第2項及び第3条の2第2号に基づき、事業者から県ホームページへの掲載の依頼があった場合は、事業者は、図書と併せて図書の電子データを送付することとする。

（方法及び期間）

第4条 公表の方法及び期間は次のとおりとする。

- (1) 公表は、県ホームページ内の神奈川県環境農政局環境部環境課（以下「環境課」という。）の所属コンテンツに掲載する方法とする。
- (2) 都市計画に定めようとする事業においては、事業者である都市計画決定権者がそのホームページにおいて公表を行うものとし、併せて(1)を行うものとする。なお、都市計画決定権者が知事の場合は、環境課のコンテンツには当該都市計画決定を所管する所属のコンテンツへのリンクを貼るものとする。
- (3) 当該公表を行う期間は、当該図書ごとに条例に定める縦覧期間とする。

（著作権への配慮）

第5条 著作権保護の観点から、県ホームページへの掲載に際しては、次のとおり対応する。

- (1) 公表に当たっては、同意書様式例により、事業者の同意を得るとともに、事業者に対し、図書に含まれる地図、写真、図形等の著作物（以下「引用著作物」という。）についても当該公表の可否を確認する。
- (2) 前号の同意が得られない場合は、「事業者の同意が得られないため公表を行わない」旨、県ホームページに掲載するものとする。
- (3) 事業者が、第1号に係る引用著作物についての著作権者の同意が得られない箇所については、「著作権の関係でホームページ上に掲載できない」旨を記載し、該当箇所を除いて掲載を行うこととする。
- (4) 県ホームページへの掲載時には、図書の著作権は事業者に帰属するものであり、著作権者の許諾を得ずに、複製、販売、貸与等を行うことは著作権法上禁止されている旨を書き加える。
- (5) 事業者から提出を受けた電子データについては、条例に基づく公表以外の目的には、これを使用しない。

（電子データの作成仕様等）

第6条 公表に使用する電子データのファイル形式は、PDF形式等改ざんの恐れのない形式を選択することとし、章ごとに適宜分割する等して各々のファイル容量が2メガバイト以下となるようにする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

参考

対象とする図書	条文	期間
環境影響予測評価実施計画書	第 9 条	30日間
環境影響予測評価書案	第15条	45日間
意見・見解書	第18条第 2 項	15日間
環境影響予測評価書	第22条第 1 項 規則第30条第 2 項	15日間
港湾環境影響評価準備書	第56条 規則第48条	2 週間
港湾意見・見解書	第58条	30日間
条例環境影響評価方法書	第31条	45日間
条例環境影響評価準備書	第40条	45日間
条例環境影響評価準備書意見・見解書	第45条第 3 項	30日間
条例環境影響評価書	第52条 規則第46条第 2 項	1 ヶ月間
事後調査報告書	第69条第 1 項 規則第58条第 2 項	15日間

同意書

年 月 日

神奈川県知事 殿

住所

氏名

神奈川県知事が次の環境影響評価関係図書を本県ホームページに掲載することについて同意します。

1 事業の名称

2 図書の種類